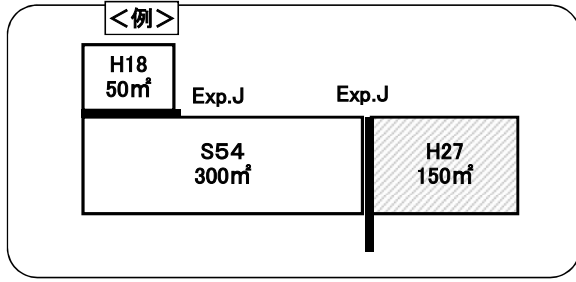


構造耐力規定に関する既存不適格調書

(宛先) 〇〇〇建築主事 殿



建築主 氏名 〇〇 〇〇  
 調査者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇  
 (設計者) 資格 ( )建築士( )登録第 号  
 氏名 (株)〇〇設計 〇〇 〇〇  
 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定(法第20条)の緩和規定(法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16)適用にあたり報告します。

1. 増築等に係る部分の概要<共通>

増築等に係る部分の床面積の合計(a)		150 m <sup>2</sup>	基準時以降に増築等を行った部分の面積(b)	50 m <sup>2</sup>
基準時における延べ面積(A)		300 m <sup>2</sup>	(c)= A/2: 150 m <sup>2</sup> (d)= A/20: 15 m <sup>2</sup>	
増 改 築	該当する適用区分にレ	<input type="checkbox"/> 適用区分1(令第137条の2第一号イ)	規模制限なし(構造一体)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 適用区分2(令第137条の2第一号ロ)	規模制限なし(EXP.J分離)	
		<input type="checkbox"/> 適用区分3(令第137条の2第二号イ)	基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下(構造一体)・・・a+b ≤ c	
		<input type="checkbox"/> 適用区分4(令第137条の2第二号イ)	基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下(EXP.J分離)・・・a+b ≤ c	
		<input type="checkbox"/> 適用区分5(令第137条の2第二号ロ)	基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下・・・a+b ≤ c(法20条1項四号建築物に限る)	
		<input type="checkbox"/> 適用区分6(令第137条の2第二号ハ)	基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下で令第137条の2第一号に定める基準	
		<input type="checkbox"/> 適用区分7(令第137条の2第三号イ)	基準時の1/20以下かつ50㎡以下(EXP.J分離等)・・・a+b ≤ d, 50	
		<input type="checkbox"/> 適用区分8(令第137条の2第三号ロ)	基準時の1/20以下かつ50㎡以下で令第137条の2第一号又は令第137条の2第二号に定める基準	
	接続部	<input checked="" type="checkbox"/> EXP.J等既設に影響を与えない→	<input checked="" type="checkbox"/> 増築部の基礎とは干渉しないことを確認	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 大規模の修繕・大規模の模様替	<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しない(令第137条の12第1項)		2~5のみ記入	
<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 同一敷地内におけるもの又は認定を受けたもの(令第137条の16)		2~5のみ記入	
調査者(設計者)所見 ( )				

2. 既存不適格建築物の概要<共通>

既存不適格となっている部分、規定、基準時		(部分) 建築物全体(構造計算)	(規定) 法第20条	(基準時) 昭和56年6月1日
※記入欄が不足する場合は別紙添付				
建物名称等	名称	〇〇〇〇		
	所有者(管理者)	〇〇 〇〇		
	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇〇		
	用途	〇〇〇〇	竣工年月	昭和54年10月
	設計者	(株)〇〇設計 〇〇 〇〇		
建物履歴 ※1	増築、改築、用途変更	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (平成18年増改修模用除)	50 m <sup>2</sup>	
	修繕・模様替、除却	( )	年増改修模用除	
	火災等被災歴	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	年被災	
構造概要	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> その他( )
階	1F	2F	3F	合計
床面積(m <sup>2</sup> )	150	100	100	350

3. 設計図書等の有無<共通>

意匠図	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	構造図	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
構造計算書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	地質調査資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
確認申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認番号	第〇〇-〇〇号、第〇〇-〇〇号(増築)

4. 新築又は増築等の時期を示す書類<共通> ※2

<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証	<input type="checkbox"/> 建築確認台帳に係る記載事項証明	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済証	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> その他( )			



(3)  【建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合に選択可】増改築前後において架構を構成する部材(間柱、小ばり等を除く)に追加及び変更がない場(部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く)

下記区分により安全を確認

地震時を除いて下記の(1)又は(2)に該当

(1)  令第3章第8節の規定に適合 ※3

計算方法☆(いずれか)  令第81条第1項  令第81条第2項第一号イ  令第81条第2項第一号ロ  
 令第81条第2項第二号イ  令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

(2)  法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか)  令第46条第4項(表2に係る部分を除く) \*  
\* 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認  
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

<建築設備・屋根ふき材等>

建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く) ※4

<特定天井>

平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く)

平25国交告第771号第3の規定に適合  令第39条第3項に基づく認定を受けたもの  
 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

下記区分 3-1又は3-2 に該当

区分3-1 平17国交告第566号第3第一号二

耐震診断によって安全を確認 →7-2へ

区分3-2 平17国交告第566号第3第一号二

新耐震基準に適合することを確認 →7-3へ

適用区分4 基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下【令第137条の2第二号イ】(EXP,J分離)・・・a+b≤c

<構造耐力上主要な部分>

耐久性等関係規定に適合 →7-1へ

下記の(1)から(3)のいずれかに該当

(1)  平17国交告第566号第3第一号ロ

地震に対して下記の(i)又は(ii)に該当

(i)  令第3章第8節の規定に適合 ※3

計算方法☆(いずれか)  令第81条第1項  令第81条第2項第一号イ  令第81条第2項第一号ロ  
 令第81条第2項第二号イ  令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

(ii)  法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか)  令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く) \*  
\* 令第42条(土台及び基礎) 最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている  
令第43条(柱の小径) 柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等  
令第46条(構造耐力上必要な軸組等) 壁又は筋かいを入れた軸組が鈎合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等  
" 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認  
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

(2)  平17国交告第566号第3第一号ハ

地震時を除いて下記の(i)又は(ii)に該当

(i)  令第3章第8節の規定に適合 ※3

(いずれか)  令第81条第1項  令第81条第2項第一号イ  令第81条第2項第一号ロ  
 令第81条第2項第二号イ  令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

(ii)  法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか)  令第46条第4項(表2に係る部分を除く) \*  
\* 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認  
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

(3)  平17国交告第566号第3第一号ニ

【建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合に選択可】増改築前後における既存の独立部分の架構を構成する部材(間柱、小ばり等を除く)に追加及び変更がない場合(部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く)

地震に対して下記区分により安全を確認

地震時を除いて下記のいずれかに該当

令第3章第8節の規定に適合 ※3

計算方法☆(いずれか)  令第81条第1項  令第81条第2項第一号イ  令第81条第2項第一号ロ  
 令第81条第2項第二号イ  令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか)  令第46条第4項(表2に係る部分を除く) \*  
\* 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認  
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

(3)  平17国交告第566号第3第一号ホ又はへ

地震に対して下記区分により安全を確認し、かつ、令第82条第一号から第三号(地震に係る部分を除く)までの構造計算により安全を確認 ※5

< 建築設備・屋根ふき材等 >

建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号に掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く) ※4

< 特定天井 >

平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号に掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く)

平25国交告第771号第3の規定に適合  令第39条第3項に基づく認定を受けたもの  
 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

下記区分 4-1~4-3 のいずれかに該当

区分4-1 平17国交告第566号第3第一号ロ

下記のいずれかによって安全を確認

令第3章第8節の規定(地震に係る部分に限る)に適合 ※3

計算方法☆(いずれか)  令第81条第1項  令第81条第2項第一号イ  令第81条第2項第一号ロ  
 令第81条第2項第二号イ  令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか)  令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く) \*  
\* 令第42条(土台及び基礎)最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている  
令第43条(柱の小径)柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等  
令第46条(構造耐力上必要な軸組等)壁又は筋かいを入れた軸組が鈎合よく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等  
" 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認  
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

区分4-2 平17国交告第566号第3第一号二、ホ又はへ

耐震診断によって安全を確認 →7-2へ

区分4-3 平17国交告第566号第3第一号二、ホ又はへ

新耐震基準に適合することを確認 →7-3へ

適用区分5 基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下【令第137条の2第二号ロ】(法20条1項四号建築物に限る) ※6

令第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く)の規定に適合

基礎の補強について平17国交告第566号第4の規定に適合

適用区分6 令第137条の2第一号に定める基準【令第137条の2第二号ハ】

令第137条の2第一号イ →適用区分1へ

令第137条の2第一号ロ →適用区分2へ

適用区分7 基準時の1/20以下かつ50㎡以下(EXP.J分離等)【令第137条の2第三号イ】

構造耐力上の危険性が增大しない 接続方法(  EXP.J等  その他 )

調査者(設計者)所見 ( )

適用区分8 令第137条の2第一号又は令第137条の2第二号に定める基準【令第137条の2第三号ロ】

令第137条の2第一号イ →適用区分1へ

令第137条の2第一号ロ →適用区分2へ

令第137条の2第二号イ →適用区分3 又は 4へ

令第137条の2第二号ロ(法第20条第1項第四号の建築物に限る) →適用区分5へ

7. 安全確認の方法<増改築>

7-1 耐久性等関係規定の確認

確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査	<input checked="" type="checkbox"/> 図面( <u>意匠図</u> ・ <u>構造図</u> ・ <u>施工図</u> )と現地の照合
	<input type="checkbox"/> その他( )	

7-2 耐震診断によって安全を確認 ※7

平17国交告第566号第2第一号ハ、第3第一号二又はホにより、平18国交告第185号に定める規定(平18国交告第184号別添)によって安全を確認した

7-3 新耐震基準への適合性によって安全を確認 ※7

国住指第2275号(平成24年9月27日)「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について(技術的助言)」によって安全を確認した

確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査	<input type="checkbox"/> 図面( <u>意匠図</u> ・ <u>構造図</u> ・ <u>施工図</u> )と現地の照合
	<input type="checkbox"/> 構造計算書の確認 <input type="checkbox"/> その他( )	

## 8. 総合所見<増改築>

**現地調査の結果、既存の図面どおりに施工されており、施工状態も良好であった。また、耐震診断により地震に対して安全であることを確認した。その他、法適合性について上記のとおり現地調査及び既存図面により確認した。**

### <添付図書>

- ※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと。
- ※2 建築年が明記された公的証明書：確認済証(写)、検査済証(写)又は同証明書、登記事項証明書、他
- ※3 構造図及び構造計算書を添付すること。
- ※4 増改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が、増改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限り、軒及びけらばから二枚通りまで一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、またはこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものについては昭46建告109号第1第三号を満たす必要はない。
- ※5 構造図及び構造計算書を添付すること。ただし、法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。
- ※6 各規定に適合していることを示す図書を添付すること。
- ※7 耐震診断等報告書(別紙様式)を添付すること。ただし、第三者機関による耐震診断の評定を受けた場合は、評価書(写)の添付をもって替えることができる。

その他必要と認め指示したものを添付すること。